

平成27年3月27日
山口県報号外第15号
監査公表第4号別冊

平成26年度

行政監査結果報告書

「高額物品の取得、管理及び活用状況について」

平成27年3月

山口県監査委員

目 次

第1 監査の概要

1	監査のテーマ	1
2	監査の趣旨	1
3	監査の対象	1
4	監査の対象機関	
(1)	事前調査の実施	1
(2)	実地監査対象機関の選定	1
5	実地監査の実施時期及び方法	
(1)	実施時期	2
(2)	実施方法	2
6	監査の着眼点	2
	表1 指定物品の平成25年度末現在高	3
	表2 高額物品所有機関数及び実地監査対象機関数	4
	表3 実地監査対象機関の高額物品の所有状況等	5

第2 監査の結果

1	物品事務の概要	
(1)	物品の概要	6
(2)	物品管理事務の概要	8
2	事前調査の結果	
(1)	部局別高額物品の保有状況	1 1
	表4 部局別高額物品の保有状況	1 1
	表5 分類別高額物品の保有状況	1 2
(2)	高額物品の利用状況	1 3
	表6 美術品を除いた高額物品の利用状況	1 3
(3)	利用率が低い理由	1 4
	表7 利用率が低い理由	1 4
3	実地監査の結果	
(1)	高額物品の取得手続	1 5
	表8 実地監査で確認した平成23～25年度の取得の方法	1 5
(2)	高額物品の管理状況	1 7
	表9 実地監査で確認した高額物品の所有状況及び平成23～25年度の処分状況	1 7
(3)	高額物品の活用状況	2 0

第3 監査意見

(参考)	改善留意事項一覧（着眼点別）	2 4
------	----------------	-----

監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

高額物品の取得、管理及び活用状況について

2 監査の趣旨

県が保有する物品のうち、特に厳正な管理を必要とする指定物品（取得価格 200 万円以上の備品・動物及び車両・船舶。以下「指定物品」という。）の保有数は、平成 25 年度末で約 4,200 点となっている。（表 1）

厳しい財政状況の中、物品については、経済的かつ合理性がある調達であり、適切に管理され、更に、その導入目的に応じた効果が最大限に発揮されることが求められている。

こうしたことから、指定物品のうち、取得価格が高額な物品（1 品目の取得価格が 500 万円以上の備品、動物、車両及び船舶。ただし県立美術館及び萩美術館・浦上記念館の美術品は取得価格 1000 万円以上。以下「高額物品」という。）について、その取得、管理及び活用方法について、経済性・効率性・有効性の観点から、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 199 条第 2 項の規定に基づき監査を実施した。

3 監査の対象

平成 25 年度末に所有していた高額物品について、平成 25 年度の①取得及び処分状況、②管理及び活用状況を監査の対象とした。

なお、実地監査にあたっては、必要に応じて平成 23 年度及び平成 24 年度の高額物品の取得及び処分についても、監査の対象とした。

4 監査の対象機関

(1) 事前調査の実施

県の本庁各課及び全出先機関（公営企業会計に属するものを除く。以下同じ。）に対し、平成 25 年度末における指定物品の管理及び活用状況について、監査調書の提出を求めたところ、高額物品を所有する機関は 91 機関であった。（表 2）

(2) 実地監査対象機関の選定

提出された監査調書を基に、以下の基準に該当する高額物品の多い機関を中心に、18 機関を選定し、実地監査を行った。（表 3）

(選定基準)

- ①平成 25 年度に高額物品を取得した機関
- ②平成 25 年度に高額物品を処分した機関
- ③平成 24、25 年度の稼働日数が 50 日以下（概ね週 1 回以下）の高額物品を所有する機関

なお、県立美術館及び萩美術館・浦上記念館については、美術品は収蔵・展示することが取得目的の一つであり、有効活用を判断することが困難であること及び、寄附など取得の方法が特殊なものがあること、土木建築事務所については、特殊用途で利用が限られる特殊車両であること及び、車両については庁用自動車使用伺簿で適切に管理されていることから、対象から除いた。

5 実地監査の実施時期及び方法

(1) 実施時期

平成 26 年 8 月 7 日(木)から同年 10 月 24 日(金)までの間に実地監査を実施した。

(2) 実施方法

関係書類等の実査、照合、現物の確認、職員への質問等の監査実施手続を用いて監査を実施した。

6 監査の着眼点

次のとおりとした。

(1) 高額物品の取得手続

- ア 取得の目的及び必要性は検討がなされているか
- イ 機種を選定は適正に行われているか
- ウ 契約の手続きは適正に行われているか
- エ 購入と賃借の比較検討はなされているか

(2) 高額物品の管理状況

- ア 基本的な情報の登録は適正に行われているか
- イ 点検・修繕、防災対策等の管理は適切に行われているか
- ウ 現物確認は適切に行われているか
- エ 処分の手続きは適正に行われているか

(3) 高額物品の活用状況

- ア 利用状況の把握は適切に行われているか
- イ 有効に活用されているか
- ウ 利用率の低い場合の対策は検討されているか

表1 指定物品の平成25年度末現在高

区 分	平成25年度末現在高	構成の割合(%)
一般機器類	284	6.7
工鉱業機器類	349	8.3
農水産機器類	138	3.3
計測製図機器類	374	8.8
理化学実験機器類	134	3.2
家事調理機器類	21	0.5
教養体育機器類	106	2.5
医療防疫機器類	37	0.9
船舶車両機器類	1,136	26.9
美術工芸品	1,549	36.7
美術工芸品を除く標本模型機器類	43	1.0
その他	52	1.2
動物	3	0.1
計	4,226	100.0

(出典) 平成25年度山口県歳入歳出決算に関する附属書の財産に関する調書

表2 高額物品所有機関数及び実地監査対象機関数

部局名	高額物品所有機関数	実地監査対象機関数		
		監査対象 機関数	内 訳	
			本 庁	出先機関
総務部	3	0	0	0
総合企画部	5	0	0	0
産業戦略部	0	0	0	0
環境生活部	2	0	0	0
健康福祉部	8	3	0	3
商工労働部	3	1	0	1
農林水産部	5	3	0	3
土木建築部	10	0	0	0
会計管理局	2	0	0	0
議会	1	0	0	0
各種委員会	0	0	0	0
教育委員会	50	10	0	10
公安委員会	2	1	1	0
計	91	18	1	17

表3 実地監査対象機関の高額物品の所有状況等

(取得価格の単位：千円)

部局名	機 関 名	高額物 品の数 (注)	高額物品の 取得価格 (注)	25年度に 取得した 高額物品 の数	25年度に 処分した 高額物品 の数	24、25年度の稼 働日数がとも に50日以下の 高額物品の数
健康福祉部	周南健康福祉センター	2	26,200	0	2	2
〃	山口健康福祉センター	2	23,943	0	1	2
〃	環境保健センター	39	609,439	6	2	11
商工労働部	東部高等産業技術学校	14	140,043	0	0	3
農林水産部	中部家畜保健衛生所	5	39,989	0	0	3
〃	農林総合技術センター	53	569,521	3	0	31
〃	水産研究センター	12	306,531	1	0	7
教育委員会	やまぐち総合教育支援 センター	7	174,880	0	0	7
〃	山口博物館	11	259,315	1	0	0
〃	岩国商業高等学校	6	96,101	1	0	2
〃	岩国工業高等学校	14	215,870	1	0	10
〃	柳井商工高等学校	16	197,234	2	3	12
〃	徳山商工高等学校	19	254,067	0	0	12
〃	南陽工業高等学校	14	155,782	0	0	8
〃	防府商工高等学校	36	382,835	0	0	20
〃	青嶺高等学校	10	160,548	1	2	4
〃	大津緑洋高等学校	23	359,803	0	0	11
公安委員会	警察本部会計課	23	300,465	1	0	10

(注) 平成25年度末現在

第2 監査の結果

1 物品事務の概要

(1) 物品の概要

ア 物品の定義

法第239条第1項において、物品とは、県の所有に属する動産のうちで、下の①～③以外のもの及び使用する目的で保管する動産(警察法第78条第1項により県警察が使用している国有財産及び国有の物品を除く。)と規定されている。

①現金(現金に代えて納付される証券を含む。)

②公有財産に属するもの

③基金に属するもの

イ 物品の分類

山口県物品規則(昭和39年4月1日山口県規則第57号。以下「規則」という。)第5条第1項において、物品は備品、消耗品、動物、原材料品、生産品、燃料、不用品及び借入品に区分されている。

規則第5条第2項第1号において、備品とは、庁用器具、機械器具等の物品でその性質又は形状を変えなく比較的長期の使用に耐えるもの及び図書で、取得価格3万円未満のもの及び年鑑その他これに類する図書を除くとされ、動物とは、使役、品種の改良、保存、教材等の用に供するものと定義されている。

ウ 指定物品の定義

規則第6条において、県の所有に属する物品のうち別表第一に掲げるものは、指定物品に指定するとされている。

別表第1(第6条関係)

指定物品	整理記号
1 次に掲げる物品以外の物品のうち取得価格が200万円以上の備品及び動物	備品分類表の該当小分類記号及びコード番号
2 車両	
ア 普通自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する普通自動車をいう。以下本表において同じ。)のうち貨物自動車(特種用途自動車を除く。)	指物 IO一フ 01
イ 普通自動車のうち乗車定員11人以上の乗用自動車(特種用途自動車を除く。)	指物 IO一ノ 01

ウ 普通自動車のうち乗車定員 10 人以下の乗用自動車(特種用途自動車を除く。)	指物 I0—フ 02
エ 小型自動車(道路運送車両法第 3 条に規定する小型自動車をいう。以下本表において同じ。)のうち四輪貨物自動車(特種用途自動車を除く。)	指物 I0—コ 01
オ 小型自動車のうち四輪乗用自動車(特種用途自動車を除く。)	指物 I0—コ 02
カ 小型自動車のうち三輪貨物自動車(特種用途自動車を除く。)	指物 I0—サ 01
キ 小型自動車のうち三輪貨物自動車(特種用途自動車を除く。)	指物 I0—サ 02
ク 普通自動車及び小型自動車のうち特種用途自動車	指物 I0—ト 03
ケ 大型特殊自動車(道路運送車両法第 3 条に規定する大型特殊自動車をいう。以下本表において同じ。)(建設機械(建設機械抵当法(昭和 29 年法律第 97 号)第 2 条に規定する建設機械をいう。以下本表において同じ。)に該当する大型特殊自動車を除く。)	指物 I0—ト 02
コ 建設機械に該当する大型特殊自動車	指物 I0—ケ 04
サ 軽自動車(道路運送車両法第 3 条に規定する軽自動車をいう。)のうち四輪自動車	指物 I0—ケ 03
3 船舶	
船舶(総トン数 20 トン未満の船舶で、機関(船外機を含む。)を有するもの又は取得価格が 200 万円以上のものに限る。)	指物 備品分類表の該当小分類記号及びコード番号

(2) 物品管理事務の概要

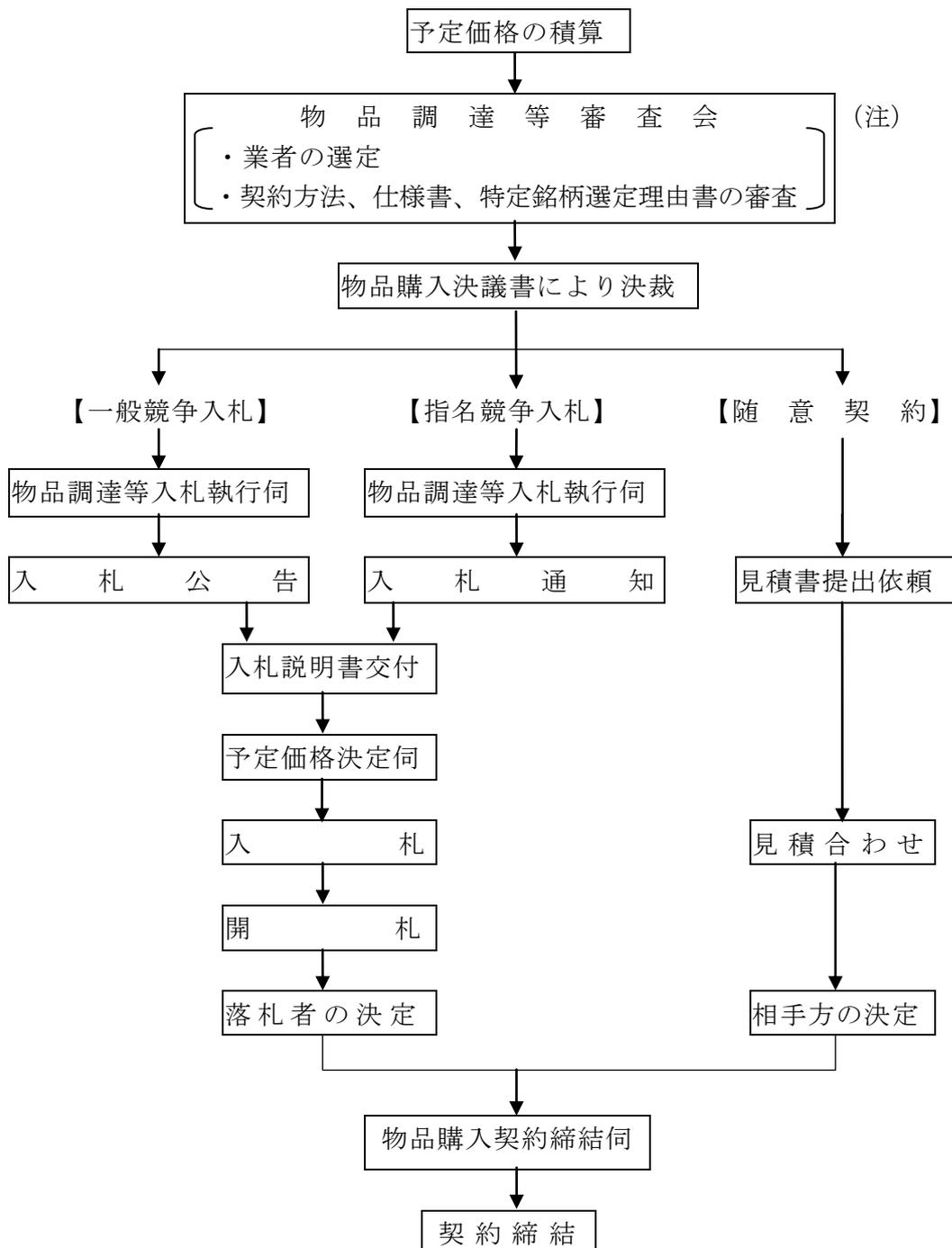
平成 18 年 10 月から物品管理システムの運用が開始されており、物品の取得、管理、処分その他の物品の取扱いに関する事務を一体的に行うようになっている。

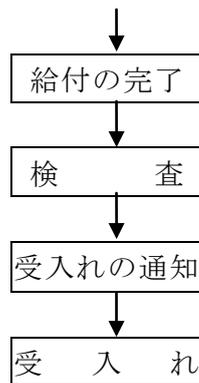
物品管理事務の概要を記すと、以下のとおりである。

ア 物品の購入

規則第 12 条第 1 項において、課長等は、必要があると認めるときは、その所管に属すべき物品の購入をすることができるとしている。

物品の購入に係る契約手続きの流れを図示すると、下のとおりである。





(注) 物品調達等事務取扱要領（平成 26 年（2014 年）3 月 24 日付け平 25 物品管理第 168 号会計管理局长一部改正通知）において、物品調達等の契約事務に組織的に取り組む体制を確保するため、合議制の物品調達等審査会を設置し、執行計画、契約方法、品目選定等契約執行上の重要な事項について審査するものとしてされている。

イ 物品の寄附

規則第 17 条に寄附の手続きが記載されている。

同条第 1 項において、課長等は、その所管に属すべき物品の寄附を受けようとするときは、当該寄附をしようとする者から物品寄附申込書を提出させなければならないとされている。ただし、課長等が物品寄附申込書を提出させ難いと認めるときは、担当の職員に物品寄附申込調書を作成させることにより、物品寄附申込書を提出させないことができることとされている。

同条第 2 項において、課長等は、当該物品の寄附を受けようとするときは、物品寄附採納決議書により決裁を受け、又は決裁をしなければならないとされている。同条第 3 項において、課長等は、第 2 項の規定により決裁を受け、又は決裁をしたときは、直ちに書面により当該物品の寄附採納をする旨を当該寄附をしようとする者に通知しなければならないとされている。

また、同条第 4 項において、検査職員は、当該寄附についての給付の完了の確認をしたときは、直ちにその旨を物品検査調書により当該物品を所管すべき課長等に通知するものとされている。

ウ 物品の標示

規則第 24 条第 1 項において、出納員等は、その管理する備品には、記号及び番号を付さなければならないとされており、同条第 3 項において、備品に番号を付したときは、当該番号を当該備品の見やすい部分に表示しなければならないとされている。

エ 物品の保管

規則第 26 条において、物品は、県の施設において、良好な状態で常に使用又は処分することができるように保管しなければならないとされているが、課長等が県の

施設において保管することが当該物品の使用又は処分の上から不適當であると認める場合その他特別の理由がある場合においては、これを県以外の者の施設に保管することができる」とされている。

オ 物品の不用の決定

規則第 45 条第 1 項において、課長等は、その所管に属する物品のうち売払いを目的とする物品以外の物品の区分換え、交付、保管転換、返納等によっても適切な処理をすることができないもの又は使用することができないものがあるときは、当該物品について不用の決定をしなければならないとされている。

カ 物品の処分

処分の方法には、時価による売払い、廃棄などがある。

規則第 46 条第 1 項において、課長等は、その所管に属する物品のうち売払いを目的とする物品又は不用の決定をした物品があるときは、財産の交換、無償貸付、譲与等に関する条例（昭和 39 年 3 月 26 日山口県条例第 5 号。）第 7 条の規定により譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡する場合を除き、当該物品を時価により売り払わなければならないとされている。

また、規則第 48 条第 1 項において、課長等は、その所管に属する物品のうち不用の決定をした物品で売り払うことが不利又は不適當であると認められるもの又は売り払うことができないものがあるときは、当該物品を廃棄しなければならないとされている。

2 事前調査の結果

第1の4(1)にあるとおり県の本庁各課及び全出先機関に対し、指定物品の管理及び活用状況について、監査調書の提出を求め、高額物品の平成25年度末における状況について分析した。

(1) 部局別高額物品の保有状況

県全体の高額物品の保有状況は、901点、取得金額188億4,775万円であった。(表4)

保有数では、教育委員会が344点(38.2%)と最も多く、次いで、総合企画部が334点(37.1%)となっている。この内訳をみると、教育委員会では、実習装置などの県立学校の物品が317点、総合企画部では、美術品が280点となっている。

取得金額では、総合企画部が107億5,934万円(57.1%)と最も多く、次いで、教育委員会が44億2,764万円(23.5%)となっている。その内訳は、総合企画部では、美術品が96億595万円、教育委員会では、実習装置などの県立学校の物品が39億2,547万円となっている。

表4 部局別高額物品の保有状況

部局名	高額物品の数	構成の割合(%)	取得価格(千円)	構成の割合(%)
総務部	9	1.0	155,103	0.8
総合企画部	334	37.1	10,759,345	57.1
環境生活部	2	0.2	10,815	0.1
健康福祉部	52	5.8	739,969	3.9
商工労働部	20	2.2	200,670	1.1
農林水産部	74	8.2	962,609	5.1
土木建築部	34	3.8	1,129,090	6.0
会計管理局	5	0.6	125,850	0.7
議会	3	0.3	29,688	0.2
各種委員会	0	0.0	0	0.0
教育委員会	344	38.2	4,427,636	23.5
公安委員会	24	2.7	306,975	1.6
計	901	100.0	18,847,748	100.0

表5 分類別高額物品の保有状況

区 分	高額物品の数	構成の割合(%)	取得価格(千円)	構成の割合(%)
一般機器類	178	19.8	2,601,709	13.8
(再掲)県立学校の物品	115	12.8	1,119,850	5.9
工鉱業機器類	118	13.1	1,522,917	8.1
(再掲)県立学校の物品	101	11.2	1,324,549	7.0
農水産機器類	30	3.3	373,690	2.0
(再掲)県立学校の物品	16	1.8	239,400	1.3
計測製図機器類	104	11.5	1,291,862	6.9
(再掲)県立学校の物品	48	5.3	604,960	3.2
理化学実験機器類	46	5.1	591,328	3.1
(再掲)県立学校の物品	19	2.1	342,462	1.8
家事調理機器類	4	0.4	28,826	0.2
(再掲)県立学校の物品	1	0.1	5,229	0.0
教養体育機器類	28	3.1	335,381	1.8
(再掲)県立学校の物品	11	1.2	116,631	0.6
医療防疫機器類	6	0.7	75,769	0.4
車両	74	8.2	1,583,709	8.4
車両を除く船舶車両機器類	12	1.3	480,565	2.5
(再掲)県立学校の物品	5	0.6	162,101	0.9
美術工芸品	284	31.5	9,675,782	51.3
美術工芸品を除く標本模型機器類	14	1.6	239,745	1.3
その他	3	0.3	46,464	0.2
(再掲)県立学校の物品	1	0.1	10,290	0.1
計	901	100.0	18,847,748	100.0
(再掲)県立学校の物品	317	35.2	3,925,471	20.8

(2) 高額物品の利用状況

平成 24 年度、平成 25 年度ともに利用率 0% の高額物品で最も多かったのは、収蔵されていた美術品（平成 24 年度 163 点、平成 25 年度 101 点）であったが、美術品は収蔵することが取得目的の一つであり、通常の商品の利用状況と同一の基準で判断することは適当でないことから、美術品を除いた利用率の状況は次のとおり。（表 6）

平成 24 年度の利用率は、50% 以上が 212 点（35.5%）である一方、0% が 91 点（15.2%）、1% 以上 10% 未満が 110 点（18.4%）となっている。

平成 25 年度の利用率は、50% 以上が 210 点（34.0%）である一方、0% が 95 点（15.4%）、1% 以上 10% 未満が 121 点（19.6%）となっている。

このように高額物品の利用状況は、利用率が高い（利用率 50% 以上）物品がある一方、利用率が低い（利用率 10% 未満）物品も多数見受けられる。

表 6 美術品を除いた高額物品の利用状況

利用率（注）	平成 24 年度		平成 25 年度	
	高額物品の数	構成の割合（%）	高額物品の数	構成の割合（%）
0%	91	15.2	95	15.4
1%以上 10%未満	110	18.4	121	19.6
10%以上 20%未満	86	14.4	85	13.8
20%以上 30%未満	36	6.0	44	7.1
30%以上 50%未満	63	10.5	62	10.0
50%以上	212	35.5	210	34.0

（注）利用率＝（利用日数÷要勤務日数 244 日）×100

(3) 利用率が低い理由

美術品を除いて、利用率が10%未満の高額物品について、その理由を取りまとめた。
(表7)

「特殊用途で利用頻度が小」が121点(56.0%)と最も多く、次いで「陳腐化又は老朽化」が22点(10.2%)となっている。「特殊用途で利用頻度が小」の物は、教育機関の実習装置が61点(28.2%)で最も多くなっている。

また、予算の都合等により修繕されず放置されている物品が17点あり、さらに「陳腐化又は老朽化」、「後継の設備・機器等導入」及び「取得目的事業の完了」も55点あった。利用しないのであれば、他の機関に保管転換するなどの有効活用を検討し、有効活用できない場合には速やかに処分することを早急に検討する必要がある。

表7 利用率が低い理由

利用率が低い理由	平成25年度	
	高額物品の数	構成の割合(%)
故障	19	8.8
(うち未修理)	(17)	(7.9)
陳腐化又は老朽化	22	10.2
後継の設備・機器等導入	16	7.4
取得目的事業の完了	17	7.9
特殊用途で利用頻度が小	121	56.0
検査等依頼の需要が小	7	3.2
展示スペースが不足	0	0.0
取得後間もない	9	4.2
操作職員が少ない(いない)	4	1.9
その他	1	0.5
計	216	100.0

3 実地監査の結果

第1の4(2)において選定した18機関に対する実地監査の結果については以下のとおりである。

(1) 高額物品の取得手続

平成23～25年度に取得した物品について、取得方法を実地監査において抽出して確認した。(表8)

53点のうち、大部分の44点が一般競争入札及び指名競争入札によって取得されていた。

表8 実地監査で確認した平成23～25年度の取得の方法

契約の種類	高 額 物 品 の 数			
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	計
一般競争入札	24	6	12	42
指名競争入札	2	0	0	2
随意契約(プロポーザル方式)(注1)	4	0	0	4
随意契約(プロポーザル方式以外)	1	0	0	1
寄附採納	2	1	1	4
計	(注2)33	7	13	53

(注1) プロポーザル方式とは、実際の設計案や作品等に代わり、技術力や経験、実施体制や考え方などを含めたプロポーザル(提案書)を提出してもらい、契約するうえで最も適した「人」を選ぶ方式である。

(注2) 平成23年度は、防府商工高等学校で機械科の新設に伴う実習機器の取得により、物品数が多かった。

ア 取得の目的及び必要性について

取得の目的及び必要性については、各機関で設置している物品調達等審査会において、例えば、高等学校では教育課程上で実習授業用として必要であるか、試験研究機関では何の検査を行うためにどのような機能が必要であるかなどの観点から検討されていることが、確認できたところであり、適正に検討が行われていると認められた。

イ 機種を選定について

機種を選定にあたっては、機能、材質、形状の許容範囲及び納入条件を明確にし

た仕様書等を作成する必要があるが、いずれも仕様書等は適正に作成されていた。

また、特定の銘柄を選定している事例が3機関3点あったが、必要とする機能がすべて備わっている機種が1機種であったことなどがその理由であり、特に問題は認められなかった。

ウ 契約の手続きについて

実地監査において、契約の手続きについて確認したところ、ほとんどが一般競争入札や指名競争入札といった競争性を担保した契約方法で行われていた。

なお、プロポーザル方式による随意契約は、展示資料に関わるもので、提案者の創造性、技術力、経験等を活用し、質の高い展示内容を確保するためのものであり、また、プロポーザル方式以外の随意契約については、ライセンスの関係で日本国内では当該業者としか取引ができないことが理由であった。いずれも、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適しないとき）に該当するものであり、契約の方法に問題はなかった。

実地監査において、取得手続きについて確認した結果、おおむね適正に行われていたが、以下のとおり改善留意すべき事項があった。

（改善留意すべき事項）

- ・ 1者のみの参考見積価格をもって、予定価格に決定されているものがあった。

<①農林総合技術センター農業技術部>

- ・ 寄附採納の手続きにおいて、評価額が150万円を超えた物品の納入を受けた際に必要な物品検査調書を作成していなかった。<②山口博物館>

エ 購入と賃借の比較検討について

購入が国庫補助対象の条件となっている場合等を除いて、高額物品の購入にあたっては、経済性、効率性、有効性の観点から、購入と賃借の比較検討を行うことが望ましい。

実地監査を行った機関では、賃借の検討は行われていなかったものの、その理由は、国の補助対象が購入のみであることや、標準の耐用年数を超えて使用する見込みであることなどであり、やむを得ないものと認められた。

(2) 高額物品の管理状況

実地監査を行った 18 機関の平成 25 年度末における高額物品の所有状況は、全体で 306 点、取得金額 42 億 7,257 万円であり、処分の状況は平成 23 年度 7 点、平成 24 年度 5 点、平成 25 年度 10 点であった。(表 9)

表 9 実地監査で確認した高額物品の所有状況及び平成 23～25 年度の処分状況

(取得価格の単位：千円)

部局名	機 関 名	高額 物品 の数	高額物品 の取得価 格	23年度に処 分した高額 物品の数	24年度に処 分した高額 物品の数	25年度に処 分した高額 物品の数
健康福祉部	周南健康福祉センター	2	26,200	0	0	2
〃	山口健康福祉センター	2	23,943	0	0	1
〃	環境保健センター	39	609,439	0	2	2
商工労働部	東部高等産業技術学校	14	140,043	0	0	0
農林水産部	中部家畜保健衛生所	5	39,989	0	0	0
〃	農林総合技術センター	53	569,521	2	1	0
〃	水産研究センター	12	306,531	0	0	0
教育委員会	やまぐち総合教育支援 センター	7	174,880	0	0	0
〃	山口博物館	11	259,315	2	0	0
〃	岩国商業高等学校	6	96,101	0	0	0
〃	岩国工業高等学校	14	215,870	0	0	0
〃	柳井商工高等学校	16	197,234	3	0	3
〃	徳山商工高等学校	19	254,067	0	0	0
〃	南陽工業高等学校	14	155,782	0	1	0
〃	防府商工高等学校	36	382,835	0	0	0
〃	青嶺高等学校	10	160,548	0	1	2
〃	大津緑洋高等学校	23	359,803	0	0	0
公安委員会	警察本部会計課	23	300,465	0	0	0

ア 基本的な情報の登録について

実地監査において、規則に従ってデータの入力が行われているか、備品番号を表示しているか確認したところ、おおむね適正に行われていたが、以下のとおり改善留意すべき事項があった。

(改善留意すべき事項)

- ・物品管理システムに備品でないものを備品として登録しているものがあった。

<③環境保健センター>

- ・物品管理システムに取得金額を誤って登録しているものがあつた。〈④農林総合技術センター農業技術部〉
- ・物品管理システムに取得金額の登録がされていないものがあつた。〈⑤水産研究センター外海研究部〉
- ・物品管理システムに指定物品の登録がもれているものがあつた。〈④農林総合技術センター農業技術部〉〈⑤水産研究センター外海研究部〉〈⑦警察本部会計課〉
- ・物品管理システムに登録が残っているが、処分され現物は確認できないものがあつた。〈④農林総合技術センター農業技術部〉〈⑦警察本部会計課〉
- ・備品番号を表示していない物品があつた。〈④農林総合技術センター農業技術部〉〈⑥岩国商業高等学校〉

イ 点検・修繕、防災対策等の管理について

防災対策上で管理に問題のある機関はなく、法定点検を受ける必要がある車両や船舶などについても、適正に法定点検を受けるなど、適正に管理されていた。

外部に修繕を出さず、部品を購入して内部で修繕して、経費の節減に努めている機関もあつたが、修繕費の予算が確保できないために、修繕せずに放置されているものが散見された。

高額物品については、管理経費の把握や更新時等の参考のために、物品ごとに修繕の履歴や金額を把握しておくことが望ましいが、修繕の履歴や金額を記録している機関は少なかった。

ウ 現物確認について

規則第56条の2において、課長等は、少なくとも毎年度一回、所管に属する備品の管理が適正に行われているかどうかについて、指定する職員に検査を行わせなければならないとされている。また、検査に使用した備品一覧表等を実施年月日及び検査結果を明記し、検査者が記名押印して課長等に報告することになっている。これらについては、おおむね適正に行われていたが、以下のとおり改善留意すべき事項があつた。

(改善留意すべき事項)

- ・すべての物品の確認作業が終了していないとして、所属長へ書面で検査結果を報告していなかった。〈⑧農林総合技術センター畜産技術部〉〈⑨水産研究センター外海研究部及び内海研究部〉
- ・物品の自主検査において使用中であると所属長へ報告しているにも関わらず、使用せず放置されていた。〈⑩岩国商業高等学校〉
- ・パソコン等のコンピュータ周辺機器については、独立した機器として管理することが適当と考えられるが、一式で管理していたため、実地監査において現物確認を行ったところ、構成している機器のほとんどが確認できなかった。〈⑪防府商工高等学校〉〈⑫大津緑洋高等学校大津校舎、日置校舎及び水産校舎〉

エ 処分の手続きについて

平成 23～25 年度の処分について確認したところ、おおむね適正に行われていたが、処分する費用がなく、老朽化したまま放置されている物品があった。

また、高額物品の処分は有料で廃棄している事例が多い中で、検査機器の廃棄を機器の製造メーカーに相談したところ、無償で引き取ってくれたため、結果的に処分費用がかからなかった事例や、鉄屑の概算の数量を示して業者から見積もりを取った結果、撤去処分費よりも鉄屑の売払価格が上回ったため、指定物品などを鉄屑として売払い、処分費用を節減できた事例など、参考となる取り組みもあった。

物品の処分の手続きについては、おおむね適正に行われていたが、以下のとおり改善留意すべき事項があった。

(改善留意すべき事項)

- ・ 廃棄処分を行った後に、物品不用決定決議書及び物品廃棄決議書により決裁を受けていた。＜⑬農林総合技術センター農業技術部＞＜⑭柳井商工高等学校＞
- ・ 一式で廃棄処分を行った物品のうちで、一部の機器が残っていた。＜⑮大津緑洋高等学校水産校舎＞

(3) 高額物品の活用状況

ア 利用状況の把握について

検査機器以外では、使用簿が作成されず、業務日誌等で代用されていたが、高額物品の利用状況を把握するとともに、利用率の向上対策や修繕・更新等の参考とするため、使用簿を作成することが望ましい。

ただし、車両は庁用自動車使用伺簿で、船舶は航海日誌で利用日数が確認できた。

また、訓練日誌を取りまとめて年度ごとに「機器使用状況報告書」を作成することにより、機器ごとの使用日数及び時間が把握できていた機関があった。

イ 有効活用について

実地監査を行った 18 機関において、24、25 年度の利用率（利用率＝（利用日数 ÷ 要勤務日数 244 日）×100）がともに 10%以下の高額物品の数は、合計の約 3 割の 104 点であった。

その理由としては、陳腐化又は老朽化したこと、学習指導要領の変更により機器を利用する授業数が減少したこと、資格取得のために備えておく必要があること、バックアップ用として保有していること、などの事情は認められるものの、全体として、十分に有効活用がなされているとは認めがたい状況が見受けられた。

なお、県内の試験研究機関（環境保健センター、農林総合技術センター、水産研究センター、山口県産業技術センター）では、「試験研究機関技術交流協議会規約に係る機器・施設の相互利用覚書」に基づいて相互利用を行っており、平成 25 年度は全体で 10 件の利用があった。

一方で、農林総合技術センターでは、山口大学との間で「山口大学農学部、共同獣医学部及び山口県農林総合技術センターによる『連携研究』に関する覚書」の中で機器の貸借を定めているものの、平成 24、25 年度ともに利用実績はなかった。

有効活用については、以下のとおり改善留意すべき事項があった。

（改善留意すべき事項）

- ・故障するなどして全く利用されず、今後も利用する見込みのない物品が複数確認された。＜⑯岩国工業高等学校＞＜⑰柳井商工高等学校＞
- ・平成 24、25 年度において、ほとんどの高額物品の利用日数が 10 日以下であった。指定物品の使用状況調査を行い、物品の状態や使用されていない理由を調査しており、中には、施設として設置しておかなければならないものや修理により今後の利用が見込まれるものもあった。利用が見込まれる物品については、利用促進の方策を、利用される見込みのない物品は、保管転換などによる有効活用や売払いなどの処分を検討されたい。＜⑱やまぐち総合教育支援センター＞

ウ 利用率の低い場合の対策について

利用率が低い場合の対策が、積極的に取られている事例は見受けられなかった。

高等学校では複数の学校で同様の機器を使用していることから、学校間での保管

転換により、有効活用できる可能性があると思われる。例えば、柳井商工高等学校では、他の学校から、故障している実習装置の保管転換を受け、修理して既存機の後継として使用しようとしており、評価できる取り組みである。

第3 監査意見

実地監査対象機関については個別に改善すべき事項を示したところであるが、全般的に検討すべき事項について意見を付すこととする。

1 指定物品にかかる基本的な情報の適正な登録について

実地監査において、物品管理システムに指定物品の登録がもれているものや取得金額の登録がされていないもの、物品管理システムに登録が残っているにもかかわらず処分され現物は確認できないもの、物品管理システムの現況が使用中とされているにもかかわらず使用されず放置されているものがあつた。

指定物品は、山口県歳入歳出決算に関する附属書の財産に関する調書に、区分ごとに増減高及び現在高が記載され、決算を県議会の認定に付する際に、審査資料として県議会に提出されていることから、正確な管理が求められる。

また、今後の地方公会計の整備において、物品は、法第239条第1項に規定するもので、原則として取得価格又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に、固定資産台帳に有形固定資産として計上することになっている。

これらのことから、物品を正確に管理することが求められるが、そのためには、例えば、検査の具体的手順、項目、注意点等を示したチェックシートを作成し、それに基づき、自主検査を実施するなど、検査の正確性を高めるとともに、検査結果と登録状況との照合を確実に行うことにより、物品の状態が正確に登録に反映されるよう努められたい。

2 一式管理している物品の適正な管理について

実地監査において、物品の自主検査では、物品の現物や使用場所の確認を行い、適正に管理していると所属長へ報告されているにも拘わらず、一式として管理している物品を構成している機器のうちほとんどが確認できない機関があつた。

ひとつのシステムにより作動し機能するもので、一式として管理することが適当と認められる物品を適切に管理するためには、構成している機器やその数量を確認できる仕様一覧などの書類を、保存する必要がある。

特に情報処理システムについては、一式として管理していることが多いが、これを構成しているパソコン等のコンピュータ周辺機器については、独立した機器として管理することが適当と考えられるため、管理方法について改善を図られたい。

3 高額物品の有効活用及び適切な処分について

厳しい財政状況の中で、高額物品については、年間の使用計画をたてるとともに、使用簿等を活用して使用状況を的確に把握し、計画どおりに活用されているか等について、PDCAサイクルの視点を取り入れ、検証されることが望まれる。

また、更新などに際しては、ライフサイクルコストを含めた検討を行うことが必要と考えられるため、管理簿を作成するなどして、修繕費など維持管理に要した経費も把握

できるよう努められたい。

後継の機器が導入されたものや取得目的の事業が完了したものなどで利用がない高額物品については、他の機関への保管転換など、県全体としての有効活用を早急に検討されたい。

有効活用できない場合には速やかに不用決定を行い、適切に処分することが必要である。特に高額物品については、現下の厳しい県財政に貢献できるよう、売払いが可能なものについては積極的に売払う等、適切な処分に努められたい。

県内の試験研究機関（環境保健センター、農林総合技術センター、水産研究センター、山口県産業技術センター）では、機器の相互利用を行っているが、高額物品の有効活用に役立つ取り組みであるので、今後、制度の積極的な活用を努められたい。また、他の機関においても相互利用を含めた他の機関との連携について検討されたい。

(参考) 改善留意事項一覧 (着眼点別)

(1) 高額物品の取得手続

項目	機関名	改善留意すべき事項	報告書 指摘番号
ウ 契約の手続 きは適正に行わ れているか	農林総合技術センター 農業技術部	1者のみの参考見積価格をもって、予定価格に決定されているものがあつた。参考見積で予定価格を決定する場合は、複数者から徴取されたい。	①
	山口博物館	寄附採納の手続きにおいて、評価額が150万円を超えた物品の納入を受けた際に必要な物品検査調書を作成していなかったため、今後は適切に処理されたい。	②

(2) 高額物品の管理状況

項目	機関名	改善留意すべき事項	報告書 指摘番号
ア 基本的な情 報の登録は適 正に行われて いるか	環境保健センター	物品管理システムに備品でないものを備品として登録しているものがあつた。物品管理システムへの登録は適正に行われたい。	③
	農林総合技術センター 農業技術部	物品管理システムに取得金額を誤って登録しているもの、指定物品の登録がもれているもの、物品管理システムに登録が残っているが、処分され現物は確認できないものがあつた。物品管理システムへの登録及び物品の管理は適正に行われたい。また、備品番号を表示していない物品があつたので、適切に表示されたい。	④
	水産研究センター外海 研究部	物品管理システムに取得金額や指定物品の登録がもれているものがあつた。物品管理システムへの登録は適正に行われたい。	⑤
	岩国商業高等学校	備品番号を表示していない物品があつたので、適切に表示されたい。	⑥
	警察本部会計課	物品管理システムに指定物品の登録がもれているものや物品管理システムに登録が残っているが、処分され現物は確認できないものがあつた。物品管理システムへの登録及び物品の管理は適正に行われたい。	⑦
ウ 現物確認は 適切に行われ ているか	農林総合技術センター 畜産技術部	すべての物品の確認作業が終了していないとして、所属長へ書面で検査結果を報告していなかった。物品の現物確認の報告は書面で、適切に行われたい。	⑧
	水産研究センター外海 研究部及び内海研究部	すべての物品の確認作業が終了していないとして、所属長へ書面で検査結果を報告していなかった。物品の現物確認の報告は書面で、適切に行われたい。	⑨

項目	機関名	改善留意すべき事項	報告書 指摘番号
ウ 現物確認は適切に行われているか	岩国商業高等学校	物品の自主検査において使用中であると所属長へ報告しているにもかかわらず、使用せず放置されていた。物品の現物確認及び物品の管理は適正に行われたい。	⑩
	防府商工高等学校	パソコン等のコンピュータ周辺機器については、独立した機器として管理することが適当と考えられるが、一式で管理していたため、実地監査において現物確認を行ったところ、構成している機器のほとんどが確認できなかった。物品の現物確認及び物品の管理は適正に行われたい。	⑪
	大津緑洋高等学校大津校舎、日置校舎及び水産校舎	パソコン等のコンピュータ周辺機器については、独立した機器として管理することが適当と考えられるが、一式で管理していたため、実地監査において現物確認を行ったところ、構成している機器のほとんどが確認できなかった。物品の現物確認及び物品の管理は適正に行われたい。	⑫
エ 処分の手続きは適正に行われているか	農林総合技術センター 農業技術部	廃棄処分を行った後に、物品不用決定決議書及び物品廃棄決議書により決裁を受けていた。今後は、決裁を受けた後に処分を行われたい。	⑬
	柳井商工高等学校	廃棄処分を行った後に、物品不用決定決議書及び物品廃棄決議書により決裁を受けていた。今後は、決裁を受けた後に処分を行われたい。	⑭
	大津緑洋高等学校水産校舎	一式で廃棄処分を行った物品のうちで、一部の機器が残っていた。処分の手続き及び物品の管理は適正に行われたい。	⑮

(3) 高額物品の活用状況

項目	機関名	改善留意すべき事項	報告書 指摘番号
イ 有効に活用されているか	岩国工業高等学校	故障するなどして全く利用されず、今後も利用する見込みのない物品が複数確認された。有効活用が見込めないのであれば、売払いを含めた処分を検討されたい。	⑯
	柳井商工高等学校	故障するなどして全く利用されず、今後も利用する見込みのない物品が複数確認された。有効活用が見込めないのであれば、売払いを含めた処分を検討されたい。	⑰
	やまぐち総合教育支援センター	平成 24、25 年度において、ほとんどの高額物品の利用日数が 10 日以下であった。指定物品の使用状況調査を行い、物品の状態や使用されていない理由を調査しており、中には、施設として設置しておかなければならないものや修理により今後の利用が見込まれるものもあった。利用が見込まれる物品については、利用促進の方策を、利用される見込みのない物品は、保管転換などによる有効活用や売払いなどの処分を検討されたい。	⑱